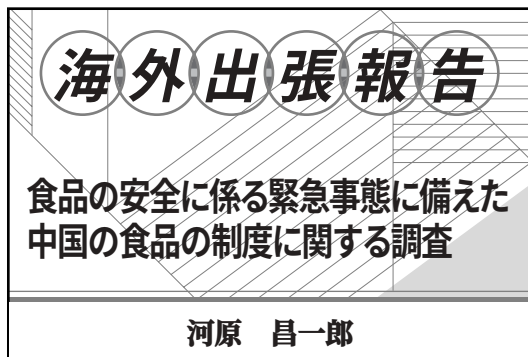




標記の調査は、(社)食品流通システム協会が、内閣府食品安全委員会の委託を受けて実施したものである。調査団の構成は、田島俊雄東大教授を団長とし、食品流通、品質管理の専門家や私を含めて総勢5人である。私は、中国の食品安全に係る行政組織、法制度の調査を分担した。今回の調査は、たかだか一週間程度(3月7日～14日)のものであり、概括的な把握にとどまらざるを得なかったが、調査によって新しい知見を得たり、中国の食品制度に関する認識を新たにすることも少なくなかった。

調査は、北京市と山東省で実施した。北京市では、衛生部、農業部、国家質量監督検査検疫総局(質検総局)、国家食品薬品监督管理局(食薬管理局)を訪問し、担当者から説明を受けた。また、國務院発展研究センターの研究者と意見交換を行った。

中国の中央官庁は驚くほど職員数が少ない。例えば、農業部では、庁舎内で勤務している職員数は480人である。これはいい方で、衛生部の食品衛生担当課(処)はわずか4人、食品安全のための総合調整組織として新設された食薬管理局には食品安全を担当する局(司)が2つあるが、両局とも職員数は8人ずつという体制である。このような体制で、まともな食品安全行政が行えるのかと疑問になるが、中国では、政策は基本的に共産党組織で検討・決定されること、地方の各省政府が大きな権限を持っていること等の事情が中央官庁の体制のあり方に影響を与えているのであろう。

山東省では、山東省関係者の配慮により、済南市内のホテルの1会議室に省政府の食品

安全関係各部局の担当官に来ていただいて短時間で効率的に説明を受けることができた。済南市では、このほかに品質監督検測センターを視察した。同センターは山東省農業庁の組織であるが、同時に農業部が認可した食品監督検測センターでもあり、質検総局系統の認可実験室でもある。中国では、このように、1組織が多くの役割を有し、門の横に多数の看板を掛けていることが多い。

この後、山東省内を車で移動し、寿光市で卸売市場及び農産物品質検測センター、諸城市でブロイラーを日本に輸出している外貿公司、青島市で日本企業の出資による食品安全研究所等を視察した。

今回の調査によって強く感じたことは、中国の食品安全問題は中国国内では食品輸出の促進と一体となっておりとらえられているということである。食品の品質安全性の向上は、まず外国の食品安全基準を満たすためのものであり、国内の食品安全問題はその後となっている。食品の輸出入は質検総局によって地方まで一元的に管理され、検査監督機構も整備されつつあるが、一方で、国内の食品安全検査を担当する衛生部や農業部の行政は地方政府を通じて行われるため組織の充実の程度にも地方によって大きな格差があり不徹底なものにとどまっている。整備の進んだ輸出入体制と立ち遅れた国内体制の2元構造が現在の中国の食品安全体制に関する特徴である。そして、このことは中国の食品安全問題が必ずしも国民の健康をまず第一義として考えられているものでないことを示唆するものでもある。

中国は、現在、日本の食品安全基準は高すぎる、若しくは意図的に高くしているとの批判を繰り返し広げているが、日本国民の健康は眼中にはないであろう。また、自国の食品の安全が不十分なところで、輸出食品だけ安全を確保できるものであろうか。外国企業が中国での生産工程を別管理しているもの等とはともかく、どうしても不安が消えないというのが正直なところである。